

議第1号

令和2年度各務原市一般会計予算

令和2年度各務原市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ54,570,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給料、職員手当等及び共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年2月18日提出

各務原市長 浅野 健 司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市税		21,369,888
	1 市民税	9,276,264
	2 固定資産税	9,526,049
	3 軽自動車税	336,832
	4 市たばこ税	650,000
	6 入湯税	1,200
	7 都市計画税	1,579,543
2 地方譲与税		402,840
	1 地方揮発油譲与税	90,000
	2 自動車重量譲与税	300,000
	4 森林環境譲与税	12,840
3 利子割交付金		22,000
	1 利子割交付金	22,000
4 配当割交付金		70,000
	1 配当割交付金	70,000
5 株式等譲渡所得割交付金		34,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	34,000
6 法人事業税交付金		105,000
	1 法人事業税交付金	105,000
7 地方消費税交付金		3,100,000
	1 地方消費税交付金	3,100,000
8 ゴルフ場利用税交付金		19,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	19,000

(単位：千円)

款	項	金額
9 環境性能割交付金		47,000
	1 環境性能割交付金	47,000
10 国有提供施設等所在市町村 助成交付金		380,000
	1 国有提供施設等所在市町村 助成交付金	380,000
11 地方特例交付金		145,000
	1 地方特例交付金	145,000
12 地方交付税		2,550,000
	1 地方交付税	2,550,000
13 交通安全対策特別交付金		15,000
	1 交通安全対策特別交付金	15,000
14 分担金及び負担金		359,837
	2 負担金	359,837
15 使用料及び手数料		507,386
	1 使用料	324,401
	2 手数料	182,985
16 国庫支出金		8,532,232
	1 国庫負担金	5,830,961
	2 国庫補助金	2,552,103
	3 委託金	149,168
17 県支出金		3,599,294
	1 県負担金	2,344,881

(単位：千円)

款	項	金額
	2 県補助金	902,001
	3 委託金	352,412
18 財産収入		173,089
	1 財産運用収入	163,089
	2 財産売払収入	10,000
19 寄附金		600,000
	1 寄附金	600,000
20 繰入金		7,549,743
	1 基金繰入金	7,549,743
21 繰越金		850,000
	1 繰越金	850,000
22 諸収入		991,891
	1 延滞金・加算金及び過料	20,001
	2 市預金利子	318
	3 貸付金元利収入	440,000
	4 受託事業収入	86,599
	6 雑入	444,973
23 市債		3,146,800
	1 市債	3,146,800
歳 入 合 計		54,570,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		362,696
	1 議会費	362,696
2 総務費		8,837,929
	1 総務管理費	7,660,734
	2 徴税費	602,933
	3 戸籍住民基本台帳費	305,427
	4 選挙費	139,175
	5 統計調査費	98,988
	6 監査委員費	30,672
3 民生費		14,972,430
	1 社会福祉費	5,911,089
	2 高齢福祉費	437,733
	3 児童福祉費	7,013,264
	4 生活保護費	1,567,209
	5 国民年金費	34,835
	6 災害救助費	8,300
4 衛生費		3,860,839
	1 保健衛生費	1,204,587
	2 環境費	2,656,252
5 労働費		110,604
	1 労働諸費	110,604
6 農林水産業費		398,355
	1 農業費	102,572

(単位：千円)

款	項	金額
	2 畜産業費	34,052
	3 農地費	207,899
	4 林業費	53,832
7 商工費		1,418,869
	1 商工費	1,418,869
8 土木費		4,229,408
	1 土木管理費	321,000
	2 道路橋梁費	1,859,125
	3 河川費	219,846
	4 都市計画費	1,054,033
	5 住宅費	775,404
9 消防費		2,347,379
	1 消防費	2,347,379
10 教育費		6,505,598
	1 教育総務費	959,671
	2 小学校費	881,420
	3 中学校費	523,291
	4 特殊学校費	56,926
	5 幼稚園費	1,107,099
	6 社会教育費	1,174,141
	7 保健体育費	1,803,050
12 公債費		6,210,750
	1 公債費	6,210,750

(単位：千円)

款	項	金額
13 諸支出金		5,265,143
	2 繰出金	5,138,574
	3 基金費	126,569
14 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳出合計		54,570,000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
会議録等作成業務委託事業	令和2年度から 令和3年度まで	552
職員証作成業務委託事業	令和2年度から 令和3年度まで	3,507
産業文化センターほか2施設 電話線敷設替事業	令和2年度から 令和3年度まで	40,965
情報関連業務第4期最適化事業	令和2年度から 令和8年度まで	1,481,200
新庁舎建設事業（その2）	令和2年度から 令和3年度まで	934,566
新 庁 舎 移 転 事 業	令和2年度から 令和3年度まで	42,860
新庁舎高層棟完成記念式典事業	令和2年度から 令和3年度まで	3,511
市民税・県民税賦課事務 補助業務派遣委託事業	令和2年度から 令和3年度まで	2,583
市民税・県民税賦課事務用 パソコンレンタル事業	令和2年度から 令和3年度まで	363
新庁舎キッズスペース導入事業	令和2年度から 令和3年度まで	4,177
救急医療体制維持助成事業	令和2年度から 令和6年度まで	400,000
北清掃センター基幹的設備改良事業	令和2年度から 令和3年度まで	5,005
クリーンセンター外壁改修事業	令和2年度から 令和3年度まで	125,600
農業企業化資金利子補給補助金 （令和2年度貸付予定分）	令和2年度から 令和17年度まで	887

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
農業振興地域整備計画策定事業	令和2年度から 令和3年度まで	3,791
ふれあいバス運行事業	令和2年度から 令和7年度まで	ふれあいバス 運行にかかる協定書 に基づく負担金額
メディカルメッセ出展事業	令和2年度から 令和3年度まで	50
道路維持補修事業	令和2年度から 令和3年度まで	80,000
市道蘇北396号線用地取得事業	令和2年度から 令和4年度まで	15,787
市道蘇北390号線ほか2道路改良事業	令和2年度から 令和3年度まで	122,165
立地適正化計画策定事業	令和2年度から 令和3年度まで	15,040
蘇原駅周辺地区用地取得事業	令和2年度から 令和7年度まで	95,274
市営住宅耐震補強事業	令和2年度から 令和3年度まで	189,679
地域防災無線設備更新事業	令和2年度から 令和3年度まで	95,374
防災行政無線（同報系）設備移設事業	令和2年度から 令和3年度まで	4,902
県防災情報通信システム設備移設事業	令和2年度から 令和3年度まで	8,809
防災システム導入事業	令和2年度から 令和3年度まで	31,240
小学校受変電設備整備事業	令和2年度から 令和3年度まで	55,473

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
那加第一小学校体育館外構改修事業	令和2年度から 令和3年度まで	67,800
金融機関の各務原市土地開発公社に対する 貸付金の債務保証	令和2年度から 令和3年度まで	4,000,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
産業文化センター施設整備事業	千円 8,400	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 〔ただし、利率見直し方式で借入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。〕	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。 ただし、市財政の都合により償還期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
福祉センター施設整備事業	600			
川島会館施設整備事業	14,400			
福祉の里施設整備事業	281,400			
保育所整備事業	144,900			
稲田園整備事業	3,700			
し尿処理施設整備事業	42,400			
ごみ処理施設整備事業	1,200			
火葬場整備事業	15,400			
農業基盤整備事業	3,300			
道路橋梁事業	503,600			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
排水路改良事業	千円 1,300	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 〔ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率。〕	公的資金につ いては、その融 資条件により、 銀行その他の場 合には借入先と 協定し、その条 件に従うものと する。ただし、市財 政の都合により償 還期間及び償還 又は繰上償還若 しくは低利に借 り換えすることが できる。
街区公園整備事業	97,900			
都市再生整備事業	9,000			
消防施設整備事業	187,000			
小学校施設整備事業	112,300			
中学校施設整備事業	113,300			
特別支援学校 施設整備事業	18,100			
文化財施設整備事業	4,900			
少年自然の家整備事業	12,000			
図書館整備事業	124,600			
体育施設整備事業	297,100			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	千円 1,150,000	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 〔ただし、利率見直し方式で借入する資金の利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。〕	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場 合には借入先と条件に従うものとする。 ただし、市財政の都合により償還期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えすることができる。

議第2号

令和2年度各務原市国民健康保険事業特別会計予算

令和2年度各務原市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 14,778,171千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は 250,000千円と定める。

令和2年2月18日提出

各務原市長 浅野健司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		2,813,016
	1 国民健康保険料	2,813,016
2 使用料及び手数料		1,300
	1 手数料	1,300
3 国庫支出金		10,582
	1 国庫補助金	10,582
4 県支出金		10,426,005
	1 県補助金	10,426,005
5 財産収入		150
	1 財産運用収入	150
6 繰入金		978,497
	1 他会計繰入金	968,497
	2 基金繰入金	10,000
7 繰越金		522,621
	1 繰越金	522,621
8 諸収入		26,000
	1 延滞金及び過料	2,400
	2 預金利子	100
	3 雑入	23,500
歳 入 合 計		14,778,171

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		103,198
	1 総務管理費	103,198
2 保険給付費		10,313,028
	1 保険給付費	10,313,028
3 国民健康保険事業費納付金		3,929,208
	1 国民健康保険事業費納付金	3,929,208
4 保健事業費		212,737
	1 特定健康診査等事業費	83,170
	2 保健事業費	129,567
5 諸支出金		120,000
	1 償還金	120,000
6 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳 出 合 計		14,778,171

議第3号

令和2年度各務原市介護保険事業特別会計予算

令和2年度各務原市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11,388,096千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は 100,000千円と定める。

令和2年2月18日提出

各務原市長 浅野 健 司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		2,436,660
	1 介護保険料	2,436,660
3 使用料及び手数料		230
	2 手数料	230
4 国庫支出金		2,387,977
	1 国庫負担金	1,991,399
	2 国庫補助金	396,578
5 支払基金交付金		2,972,317
	1 支払基金交付金	2,972,317
6 県支出金		1,575,625
	1 県負担金	1,575,625
7 財産収入		230
	1 財産運用収入	230
9 繰入金		2,008,877
	1 一般会計繰入金	1,658,877
	2 基金繰入金	350,000
10 繰越金		2,600
	1 繰越金	2,600
12 諸収入		3,580
	1 延滞金、加算金及び過料	180
	2 預金利子	200
	4 雑入	3,200
歳 入 合 計		11,388,096

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		141,357
	1 総務管理費	141,357
2 保険給付費		10,718,705
	1 保険給付費	10,718,705
3 地域支援事業費		524,434
	1 地域支援事業費	524,434
5 諸支出金		2,600
	1 償還金及び還付加算金	2,600
6 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		11,388,096

議第4号

令和2年度各務原市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和2年度各務原市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,419,935千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年2月18日提出

各務原市長 浅野 健 司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		1,638,328
	1 後期高齢者医療保険料	1,638,328
2 使用料及び手数料		150
	1 手数料	150
3 繰入金		1,685,135
	1 他会計繰入金	1,685,135
4 繰越金		31,500
	1 繰越金	31,500
5 諸収入		64,822
	1 延滞金、加算金及び過料	300
	2 償還金及び還付加算金	610
	3 預金利子	150
	4 受託事業収入	63,752
	5 雑入	10
歳 入 合 計		3,419,935

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		16,412
	1 総務管理費	16,412
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3,333,530
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,333,530
3 保健事業費		67,883
	1 健康診査事業費	67,883
4 諸支出金		2,110
	1 償還金及び還付加算金	2,110
歳 出 合 計		3,419,935

議第5号

令和2年度各務原市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度各務原市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	62,300 戸
(2) 年間総給水量	17,059,000 m ³
(3) 一日平均給水量	46,737 m ³
(4) 主要な建設改良事業 改良事業費	1,184,646 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入
第1款 水道事業収益	2,887,970 千円
第1項 営業収益	2,503,633 千円
第2項 営業外収益	384,335 千円
第3項 特別利益	2 千円

支	出
第1款 水道事業費用	2,470,269 千円
第1項 営業費用	2,307,269 千円
第2項 営業外費用	149,499 千円
第3項 特別損失	3,501 千円
第4項 予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,305,001千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額88,232千円、過年度分損益勘定留保資金1,216,769千円で補てんするものとする。)

収	入
第1款 資本的収入	204,607 千円
第1項 負担金	204,606 千円
第2項 固定資産売却代金	1 千円

支	出
第1款 資本的支出	1, 509, 608 千円
第1項 建設改良費	1, 200, 779 千円
第2項 企業債償還金	308, 829 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	282, 627 千円
(2) 交際費	50 千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、36, 800千円と定める。

令和2年2月18日提出

各務原市長 浅野 健 司

議第6号

令和2年度各務原市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度各務原市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	41,804 戸
(2) 年間総排水量	11,278,915 m ³
(3) 一日平均排水量	30,901 m ³
(4) 主要な建設改良事業 建設改良費	2,361,906 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第11款	下水道事業収益	2,773,664 千円
第1項	営業収益	1,535,245 千円
第2項	営業外収益	1,238,419 千円

支		出
第21款	下水道事業費用	2,739,709 千円
第1項	営業費用	2,368,489 千円
第2項	営業外費用	345,519 千円
第3項	特別損失	24,701 千円
第4項	予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額738,463千円は、当年度分損益勘定留保資金738,463千円で補てんするものとする。)

収		入
第31款	下水道事業資本的収入	2,652,495 千円
第1項	負担金	110,099 千円
第2項	企業債	1,683,900 千円
第5項	他会計出資金	97,594 千円
第7項	補助金	760,902 千円

支 出

第41款	下水道事業資本的支出	3,390,958千円
第1項	建設改良費	2,361,906千円
第2項	企業債償還金	1,029,052千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ242,214千円及び99,299千円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所等改造資金の融資に係る利子補給金(令和2年度融資予定分)	令和2年度から令和6年度まで	126千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 1,326,500	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えすることができる。
流域下水道事業	144,400		ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	
資本費平準化	213,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用、特別損失の間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 142,643千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、628,248千円である。

令和2年2月18日提出

各務原市長 浅野 健 司